

共同宣教司牧ブロックの運営のための指針

1. 運営指針の目的

1-1 京都教区『共同宣教司牧』の推進のため、「共同宣教司牧ブロック」（以下、「ブロック」）としての運営に関して、教区としての共通の指針を持つ。

2. ブロック担当司祭「モデラトール」

2-1 共同宣教司牧ブロック担当司祭団には、それぞれ教会法第519条でいう「主任司祭」の権限が付与されているが、その中の1名は司教によって「モデラトール」（調整役）として任命されている。モデラトールは、ブロック担当司祭団の連携活動を指導し、ブロックの共同宣教司牧の運営を配慮し、かつそれについて司教に対して責任をとる。

（参照：カトリック教会法 第515条1項、第517条1項、第532条）

3. 「ブロック担当司祭団・協力修道者」の任務

3-1（役割）：「ブロック担当司祭団・協力修道者」は、ブロックの運営全般に関わる事柄に関して司牧者の責任を果たすために、適宜「ブロック司祭ミーティング」を持つ。

3-2（任務）：

- ① 「ブロック」の『共同宣教司牧』のために基本方針を持つ。
- ② 適宜ミーティング（原則として月2回開催）を行い、常に相互の連絡・情報交換を綿密に行い、必要な事項について協議する。
- ③ 『ブロック会議』や「小教区評議会」の決議に承認を与え、決議事項が実行されるように指導する。
- ④ ブロックの個々の運営については、「ブロック会議」で協議し、決定する。

4. 『ブロック会議』

4-1（開催）：すべての「ブロック」で『ブロック会議』を開催する。

4-2（目的）：『ブロック会議』は、「ブロック」の宣教司牧と運営を協議する。

4-3（主宰）：『ブロック会議』は、ブロック担当司祭団が主宰し、召集する。

4-4（性格）：『ブロック会議』は、「協議機関」であるが、協議の決定を実行に移すには、ブロック司祭団の承認を必要とする。

4-5（構成）：『ブロック会議』には、「ブロック担当司祭団・協力修道者」と、「小教区評議会役員」が出席する。

4-6（開催）：定例会議は、原則として隔月。（臨時開催 可。）

4-7(執行)：『ブロック会議』の決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経て、「ブロック」および各小教区で執行される。

4-8(取り扱い事項)：

- ① ブロックとして、決定しなければならないこと。
 - i) ブロックの宣教司牧計画（長期、短期、年度活動計画）
 - ii) ブロック会計の予算・決算、及び会計に関する協議事項
- ② 各小教区間の情報交換と行事等の協力要請、等。
- ③ 教区評議会、地区協議会からの検討要請事項。

5. 「ブロック事務局」

5-1(設置)：「ブロック」の円滑な運営のため、「ブロック事務局」を設置する。

5-2(担当)：『ブロック会議』で指名された者が、「ブロック事務局」の責任者となる。任期と再任はブロックで定める。

5-3(役割)：

- ① 諸記録の作成、資料の保管、文書配布、及び議案の印刷を行う。
- ② 『ブロック会議』に書記として出席し、議事録を作成しブロック内に通知する。

6. 「ブロック会計」

6-1(責任者)：「ブロック会計」の責任は、ブロック担当司祭団のモデラトルが担う。

6-2(実務)：『ブロック会計』で、指名された者が「ブロック会計」の実務を行う。

6-3(会計監査)：『ブロック会計』で、指名された者が「ブロック会計」の監査を行う。

以上